

□ 申請について

世帯の状況により、申請が必要な場合と申請が不要場合があります。

申請が必要です	原則、申請は不要です
① 中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している ② 所得制限により児童手当または特例給付を受給していない ③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している ④ 大学生年代の子に対して経済的負担があり、その子を含めて3人以上の児童を養育している	茨城町から児童手当または特例給付を受給している場合で、左記①～④に該当しない以下の方 ・制度改正により支給額が増える方 ・制度改正により手当額が変わらない方

申請が必要な方

	世帯状況	提出書類
新規申請	① 中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している	・ 8月26日付でこども課から発送された「令和6年度児童手当の制度改正による申請についてのお知らせ」に同封されている「 令和6年度児童手当申請書（認定請求書） 」 ・ 請求者及び配偶者の個人番号がわかるもの ・ 請求者名義の金融機関の通帳やキャッシュカードなど口座がわかるものの写し ・ 請求者が被用者（会社員など）の場合⇒健康保険被保険者証の写し
	② 所得制限により児童手当または特例給付を受給していない	
額改定（増額）申請	③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している	・ 8月26日付でこども課から発送された「令和6年度児童手当の制度改正のお知らせ」に同封されている「 支給継続（認定）通知書 」 ・ 「 監護相当・生計費負担についての確認書 」（用紙はこども課窓口もしくは町ホームページからダウンロードにより入手できます） ・ 子の個人番号がわかるもの
	④ 大学生年代の子に対して経済的負担があり、その子を含めて3人以上の児童を養育している	

留意事項

- ・ 住民登録等で確認できる該当者には、こども課から案内通知を発送しています。
通知が届かないが該当すると思われる方は、こども課にご連絡ください。
（案内通知は、8月1日時点の住民登録情報で発送しています）
- ・ 窓口が混雑することが予想されますので、申請等の際には時間に余裕をもって来庁してください。

申請方法

受付時間

申請期限

申請書類等をこども課窓口（町総合福祉センター「ゆうゆう館」1階）に提出、または郵送
午前8時30分～午後5時（水曜日は午後7時まで）
令和6年9月30日（月）（郵送の場合は必着） ※土・日・祝日を除く

【問合せ先】 こども課 ☎ 029-240-7144（直通）

子育て家庭の方へ大切なお知らせ

【令和6年10月】児童手当制度が変わります

□ 児童手当の拡充について

令和6年10月1日付で、児童手当が制度改正により拡充されます。

このため、令和6年6月分～9月分（10月4日支給分）までは現行制度、令和6年10月分以降は新制度に基づき、児童手当等が支給されます。

この制度改正により、現行の児童手当の受給状況にかかわらず、世帯の状況に応じて、改めて申請が必要になる場合があるため、8月26日付で該当者に案内通知を発送しました。

（受給者が公務員の場合は、案内が届いても手続きは職場で行うことになりますのでご注意ください）

□ 制度改正の内容

改正内容は、次のとおりです。

- （1）支給対象年齢の拡大
- （2）所得制限の撤廃
- （3）第3子加算額の増額
- （4）第3子加算（多子加算）のカウント方法の変更
- （5）支給期月の変更

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分以降）
（1）支給対象	中学校修了までの児童 （15歳になった日以後の最初の3月31日まで）	高校生年代 までの児童 （18歳になった日以後の最初の3月31日まで）
（2）所得制限	所得制限・上限限度額あり 所得制限限度額：960万円未満 （年収ベース、夫婦とこども2人） ※年収1,200万円以上の者は対象外	所得制限なし
（3）手当月額	・ 0歳～3歳未満：15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・ 中学生：10,000円 ・ 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満一律：5,000円（特例給付）	・ 0歳～3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
（4）第3子加算（多子加算）の算定対象	18歳になった日以後の最初の3月31日までの子 ※ 児童手当受給者が生活費等の経済的負担をし、養育している場合のみ人数に含めます。	22歳になった日以後の最初の3月31日までの子 ※ 児童手当受給者が生活費等の経済的負担をし、養育している場合のみ人数に含めます。
（5）支給期月	3回（6月、10月、2月） 各前月までの4か月分	6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月） 各前月までの2か月分

□ 受給資格者

監護生計要件を満たす父母等

※父母ともに養育している場合、児童の生計を維持する程度の高い方（一般的には、父母のうち所得の高い方）に支給します。

※児童が施設に入所している場合は施設の設置者等

□ 児童手当支給日の変更

制度改正に伴い、令和6年12月支給分から支給日が15日に変更になる予定です。

